ご　利　用　案　内

茨木市 市民総合センター[クリエイトセンター]

CREATE CENTER

〒567-0888 茨木市駅前四丁目6番16号
TEL：072-624-1726(午前9時～午後5時) | FAX：072-625-3036

開館時間：午前9時～午後10時 | 窓口受付時間(施設利用等)：午前9時～午後5時

休館日：12月29日から翌年1月3日まで(ただし、設備保守点検にて臨時に休館することがあります。)

茨木市市民総合センターは、
本格的な舞台芸術公演に適したセンターホール、多目的ホールや会議室などがあり、
コンサート・講演会・展示・各種会議など、充実した文化・芸術活動の場として、
子どもからお年寄りまで幅広くご利用いただけます。

[　施設使用の申し込み　]

事務室窓口またはインターネットから、2つの方法（抽選/先着順予約）でお申し込みいただけます。

施設の空き情報は、茨木市文化振興財団のホームページ、または茨木市ホームページからご覧いただけます。

窓口から…	インターネットから…
市民総合センター事務室 [受付時間] 午前9時～午後5時	インターネットでホールや会議室等の抽選・予約申込ができます。 **茨木市施設予約システム：** https://ibaraki-shisetsuyoyaku.growone.net/eshisetsu/

お申し込みには、利用者登録が必要です

- 窓口、もしくはインターネットで利用者登録ができます。※本人確認書類が必要です。
- 利用者登録は1人または1団体あたり1つ行うことができ、重複して行うことはできません。
- 口座振替のご利用は、18歳以上の方のみ可能です。

①抽選申込

抽選申込・確定・辞退等は予約システムで行います。

抽選申込の受付 ▶ 施設予約システムによる **自動抽選** ▶ 毎月2日(1月は5日)以降 **利用者確定**

受付期間		
	センターホール	**利用希望日の【1年1ヶ月前の月の20日から月末まで】**
	多目的ホール	**利用希望日の【7か月前の月の20日から月末まで】**
	会議室 等	**利用希望日の【4か月前の月の20日から月末まで】**

毎月1日(1月は4日)に自動抽選を行い、利用者を決定します。

抽選結果を確認し当選であれば **当月10日までの利用者確定期間内に、確定手続きをしてください。**

毎月11日午前0時までに確定手続きが行われなかった場合、当選が取消されます。

②予約申込 先着順

抽選申込のなかった区分は、先着順で利用予約ができます。

予約受付期間		
	センターホール	**使用日の1年前の月の2日から、使用日前月の20日まで**
	多目的ホール	**使用日の6か月前の月の2日から（インターネットからの予約は3日前まで）**
	会議室 等	**使用日の3か月前の月の2日から（インターネットからの予約は3日前まで）**

- **使用可能時間：**午前9時から午後10時まで
- **連続使用期間：**最大5日まで

利用の変更・取消について

使用申込後、許可内容に変更が生じた場合、使用者のご都合で使用を取り消される場合は、窓口での手続きが必要です。インターネットでの手続きはできません。「使用許可書兼利用料金領収証書」をお持ちになり窓口までお越しください。

[変更] ※変更は一回限りです。使用するコマ数の減少を伴う変更はできません。

会議室関係・多目的ホールは、使用日の**3日前まで**に、
センターホールは、**20日前まで**に変更手続きをすませてください。

[取消] ※不可抗力による取消はご相談ください。

- センターホール　利用日60日前まで：**5割還付**　330日前まで：**10割還付**
- 多目的ホール　利用日 7日前まで：**5割還付**　150日前まで：**10割還付**
- 会議室等　利用日 7日前まで：**5割還付**　60日前まで：**10割還付**

センターホール

センターホール

多目的ホール

3F

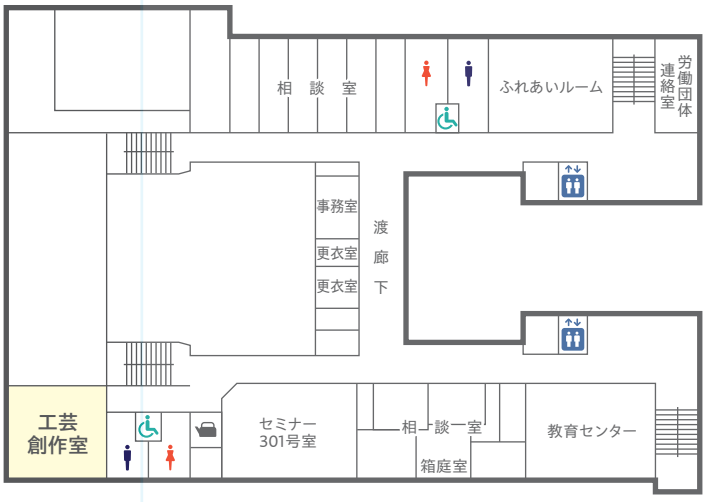

2F

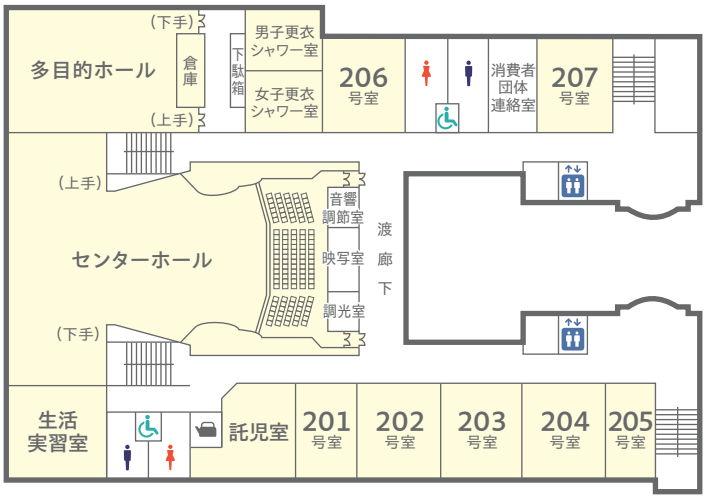

1F

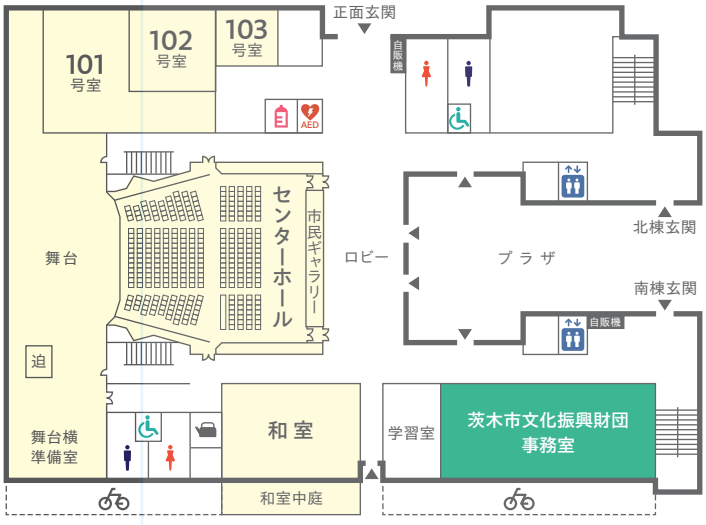

B1F

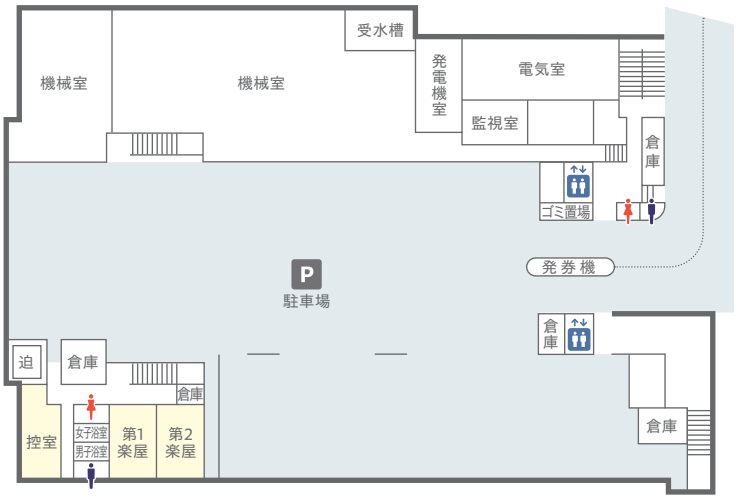

利用対象施設

会議室(101･102号室)

会議室(204号室)

和室

使用許可の制限

●次の場合は、使用の許可はできません。(1)公序良俗を害するおそれがあるとき。(2)施設又は附帯設備を損傷するおそれがあるとき。(3)暴力団員の利益になるとき。(4)市民総合センターの使用期間が引き続き5日を超えるとき。(5)管理者が適当でないと認めるとき。

使用許可の取り消し

●次の場合は、許可を取消させていただきます。(1)市民総合センターの条例、規則に違反したとき。(2)使用許可の制限に該当するとき。(3)災害や事故で市民総合センターの使用ができなくなったとき。(4)管理上やむを得ない事由があるとき。

使用上のお願い

●使用時間の厳守 許可された使用時間には、準備から後片付けまでを含みます。

●守っていただくこと (1)避難誘導員を配置するなど、入場者の安全を確保すること。(2)会館等内外の秩序維持のため、必要な責任者及び整理員を置くこと。(3)許可を受けずに物品の展示・販売・契約・配布、物品販売広告類の掲示・配布をしないこと。(4)館内等での張り紙、くぎ打ちをしないこと。(5)施設を破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。(6)騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。(7)消防法上の制約があるので、定員を厳守すること。

●引渡し 施設・附帯設備等は、使用終了後ただちに元の状態に戻し、事務室へ連絡してください。

●損害賠償 使用に際し、施設・附帯設備等を損傷、紛失したときは、使用者の負担でその損害を弁償していただきます。

禁　煙　の　お　願　い	市民総合センター敷地内禁煙としていますので、ご協力をお願いします。

施　設　ア　ク　セ　ス

徒歩

- JR茨木駅から東へ徒歩10分
- 阪急茨木市駅から西へ徒歩12分

電車

JR京都線[JR 茨木駅まで]
- JR「大阪」駅から約14分
- JR「京都」駅から約25分

阪急京都線[阪急 茨木市駅まで]
- 阪急「大阪梅田」駅から約17分
- 阪急「京都河原町」駅から約26分

お車

名神高速道路[茨木ICまで]
- 西宮ICから18分
- 京都南ICから18分

中国自動車道[茨木ICまで]
- 西宮北ICから24分

近畿自動車道[茨木ICまで]
- 松原JCTから24分

地下駐車場

●有料【約45台】最初の30分無料

※高さ制限有：2.6m（一部2.4m）
※当駐車場内での事故・盗難等については一切責任を負いません。

午前8時30分～午後8時	100円 / 30分 ｜ 最大600円
午後8時～午後10時	100円 / 1時間
24時間最大料金	1,200円

IBABUN

指定管理者

公益財団法人 茨木市文化振興財団

https://www.ibabun.jp/

市民総合センター 利用料金表

●ホール

		利用料金（円）						施設の概要		
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	階別	広さ（㎡）	収容人員
センターホール	平日	22,450	29,790	29,790	52,240	59,580	82,030	1階	744.77	固定席426席 車いす3席
	土日休日	24,950	33,100	33,100	58,050	66,200	91,150			
多目的ホール		9,000	12,050	12,050	21,050	24,100	33,100	2階	228.98	165席（電動席）

●会議室等

	利用料金（円） 1時間あたり		階別	広さ（㎡）	収容人員
労働関係施設 101号室	630	101号室と102号室同時利用の場合は間仕切り開閉使用可能。	1階	117.39	54
労働関係施設 102号室	370		1階	69.36	42
労働関係施設 103号室	200		1階	37.00	16
労働関係施設 201号室	280		2階	52.56	20
労働関係施設 202号室	380		2階	70.40	28
労働関係施設 203号室	380		2階	70.40	28
労働関係施設 204号室	380	204号室と205号室同時利用の場合は間仕切り開閉使用可能。	2階	72.20	45
労働関係施設 205号室	190		2階	36.10	12
労働関係施設 206号室	420		2階	78.29	45
消費生活関係施設 207号室	330		2階	62.30	45

	利用料金（円） 1時間あたり	階別	広さ（㎡）	収容人員
和室	630	1階	8/8/10畳	42
生活実習室	620	2階	86.01	24
工芸創作室	620	3階	86.01	36
控室	160	地下1階	31.59	10
第1楽屋	140	地下1階	27.20	6
第2楽屋	140	地下1階	27.20	6
託児室	——	2階	78.88	30
更衣・シャワー室	——	2階	54.52	—

※託児室は部屋のみの貸出となり、一時預かり等の託児サービスは行っておりません。
※その他、教育センター、ギャラリー、授乳室等があります。

【 備考 】

1. 高校生以下の者で構成される団体が使用するときの利用料金は、通常料金の半額となります。（ただし、高校生以下の者が主体となる活動・営利を目的としない活動に限ります。）
2. 市外居住者（法人等にあってはその所在地が市外であるもの）が使用するときは、利用料金に10割の額を加算します。
3. 使用者が入場料等を徴収し、次のいずれかに該当するときは、利用料金に10割の額を加算します。なお、同一目的で他のホールや会議室等を複数の日、時間帯も含めてご利用になるときは、その利用料金にも同率の割合で算出した額を加算します。
   (1) 企業等、営利を目的とする会社、その他の団体である場合
   (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
4. 特別に電気その他を使用するときは、実費をいただきます。
5. センターホールの利用料金は、楽屋（第1楽屋・第2楽屋）の利用料金を含みます。
6. センターホールを準備、練習等の目的で使用するときの利用料金は、通常料金の3割となります。（楽屋の利用料金は含みません。）
7. 多目的ホールの電動席を使用するときは、利用料金に3割の額を加算します。
8. 多目的ホールを使用するときは、更衣・シャワー室を使用することができます。
9. 市民総合センターの和室の一部を使用するときは、通常料金の半額となります。
10. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。

市民総合センター 利用料金表

● 附帯設備 ※△印は使用できない会議室もあります。

種別	品名	単位	使用できる施設			料金(円)			備考
			センターホール	多目的ホール	会議室	センターホール(1区分)	多目的ホール(1区分)	会議室(1時間)	
舞台設備	平台	1式	○	○			1,500	—	人件費は別途(センターホール)
	所作台	1式	○				5,000	—	人件費は別途
	毛せん	1式	○				450	—	
	地がすり	1式	○				450	—	
	上敷	1巻	○	○	○		150	40	
	金屏風(大)	1双	○				1,500	—	
	金屏風(小)	1双	○				750	—	
	指揮者台	1台	○				150	—	指揮譜面台を含む
	音響反射板	1式	○				3,000	—	
	花台	1台	○	○			300	—	
	演台	1台	○	○	△		450	120	和室を除く
	グランドピアノ(カワイ)	1台	○				2,700	—	調律料は別途
	アップライトピアノ(控室)	1台			控室		—	200	調律料は別途
	リノリウム	1式	○	○			3,000	—	人件費は別途
	大黒幕	1枚	○				1,200	—	
音響設備	マイクロホン(ホール用)	1本	○	○			750	—	
	マイクロホン(諸室用)	1本			△		—	130	
	コンデンサーマイクロホン	1本	○				1,000	—	
	ワイヤレスマイクロホン(ホール用)	1本	○	○			1,500	—	
	ワイヤレスマイクロホン(諸室用)	1本			△		—	130	
	エレベーターマイクロホン	1式	○				1,500	—	エレベーター装置を含む
	三点吊装置	1式	○				1,500	—	
	音響再生機(CDプレーヤー)	1台	○	○	○		1,000	270	
	エフェクター	1台	○				1,000	—	
	移動型スピーカー(大)	1式	○				2,000	—	左右各1台
	移動型スピーカー(小)	1台	○				1,000	—	
	移動型ミキサー	1台	○				2,500	—	
	デジタルレコーダー	1台	○				2,000	—	
	ポータブルアンプスピーカー	1台		○	○		2,000	540	
映写設備	16ミリ・35ミリ映写機	1台	○				3,000	—	スクリーンを含む
	スクリーン	1式	○	○	△		750	200	和室除く
	映像再生機(BD・DVDプレーヤー)	1台	○	○	△		1,000	270	和室除く
	プロジェクター	1台			△		—	270	スクリーンを含む和室除く
	プロジェクター(ホール用)	1台	○	○		3,600	1,000	—	スクリーンを含む
	オーバーヘッドカメラ	1台		○	△		1,200	320	スクリーンを含む和室除く
照明設備	ボーダーライト	1列	○	○			750	—	
	フロントサイドスポットライト	1組	○				750	—	
	サスペンションライト	1台	○				300	—	
	ピンスポットライト	1台	○				750	—	
	シーリングスポットライト	1組	○				1,500	—	
	アッパーホリゾントライト	1列	○				1,050	—	
	ロアーホリゾントライト	1列	○				750	—	
	フットライト	1列	○				750	—	
	ベビースポットライト	1台	○				300	—	
	トーメンタースポットライト	1組	○				1,000	—	
	天井反射板ライト	1式	○				1,000	—	
	ミラーボール	1台	○				450	—	
	エフェクトマシン	1台	○				300	—	プレートは別途
	エフェクトマシン用プレート	1枚	○				150	—	
	波マシーン	1台	○				600	—	
	オーロラマシン	1台	○				500	—	
	ストロボ	1台	○				500	—	
	サイドスポットライト	1台	○				500	—	
その他	陶芸用電気窯	1台			工芸創作室		3,500	—	
	展示パネル(有孔ボード)	1枚	○	○	○		200	50	
	展示パネル(三つ折りパーテーション)	1枚		○			200	—	
	展示パネル(二つ折りパーテーション)	1枚	○	○	○		400	100	

センターホール		Aセット		Bセット		Cセット	
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)
器具名	ボーダーライト	1列	3,000	1列	7,350	1列	11,400
	フロントサイドスポットライト	1組		2組		3組	
	シーリングスポットライト	1組		1組		2組	
	サスペンションライト	−		6台		12台	
	アッパーホリゾンライト	−		1列		1列	
	ロアーホリゾンライト	−		1列		1列	

【 備 考 】
1. 本表の1区分あたりの各料金は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後1時から午後5時までを「午後」とし、午後6時から午後10時までを「夜間」とし、それぞれ1回とした料金とします。ただし、陶芸用電気窯については、焼成完了ごとを1回とします。
2. 高校生以下の者で構成される団体がご利用になる附帯設備の使用料金は、半額になります。
3. ご利用になる附帯設備は、あらかじめ打合せで申し出があったものに限ります。当日の追加申込は、お受けできないことがあります。